

議案第6号

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月2日提出

南風原町長 城間俊安

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されたことに伴い、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例について定める必要があるため提案する。

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休暇等については、南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年南風原町条例第25号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年南風原村条例第12号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」及び「町長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年南風原村条例第52号）は、廃止する。